

消火器の処分について

消火器の処分には、専門的な知識と設備を必要とします。「廃消火器リサイクルシステム」は、簡便かつ適法に廃消火器を引き取りリサイクルするシステムです。消火器工業会会員メーカー及び関係者が一丸となって進めています。

詳しくはお近くの取扱い窓口へお問い合わせください。

※処分には、リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。

次のような消火器は、点検または廃棄・リサイクルをおすすめします。

1. 「使用期限」を過ぎている消火器
2. 錆びたり腐食している消火器
3. 大きなキズや変形した箇所がある消火器

※エアゾール式消化具や外国製消火器は対象外です。詳しくは、下記の(株)消火器リサイクル推進センターでご確認ください。

リサイクルシールについて

処分する場合には、リサイクルシールが必要です。

既にリサイクルシールが貼られている消火器



新品用シール (見本)

平成22年(2010年)以降に製造された消火器には、左の「リサイクルシール」が貼られています。

「リサイクルシール」のある消火器は、リサイクル料金は掛かりません。

※処分方法によって、運送・保管料がかかります。

リサイクルシールが貼られていない消火器



既販品用シール (見本)

既販品用シールを購入し、消火器に貼り付けてから引き渡してください。

既販品シールは、取扱い窓口(特定窓口又は指定引取場所)で取り扱っています。

※詳しくは、取扱い窓口へお問い合わせください。

取扱い窓口(特定窓口・指定引取場所)

特定窓口: 消火器の引取りを行える消火器販売店で、東広島市内に6者あります。(令和3年3月末時点)

指定引取場所: 消火器製造メーカーの支店等広島県内8箇所で行っています。(令和3年3月末時点)

※東広島市内に指定引取場所はありません。

お近くの取扱い窓口をお探しの際は …

消火器リサイクル窓口

検索

廃棄の方法

【特定窓口を利用する場合】

「特定窓口」へ直接持ち込むか、引取りを依頼してください。

※リサイクルシール代、運送・保管費用(取りに来てもらった場合は引取り料金)が必要です。

【指定引取場所を利用する場合】

「指定引取場所」へ直接持ち込んでください。 ※リサイクルシール代が必要です。

【郵送する場合】

事前に電話またはホームページでの申込みが必要です。

料金は**6,270円(税込)**で、回収を依頼できます。(薬剤量3kg以下または3L以下)

※回収費用は、変動することがあります。下記「ゆうパック専用コールセンター」へお問い合わせください。

《ゆうパック専用コールセンター》 ☎0120-822-306 (ゆうパックのみのお問い合わせとなります。)

※伝票と消火器発送用の専用箱が届きますので、その際代引きにてお支払ください。

※リサイクルシールが貼ってある消火器は料金が異なりますので、申込みの際お問い合わせください。

消火器のリサイクルについて詳しくは

(株) 消火器リサイクル推進センター

【ホームページ】 <https://www.ferpc.jp/>

☎03-5829-6773 (9:00 ~ 17:00 ただし土日祝日、休日及び12:00 ~ 13:00を除く)

